

新設分割に関する事前開示書面

令和5年4月10日

株式会社リンクバル

新設分割に関する事前開示書面

令和 5 年 4 月 10 日

東京都中央区明石町 7 番 14 号
築地リバーフロント 6F
株式会社リンクバル
代表取締役 吉弘 和正

当社（以下「分割会社」といいます。）は、令和 5 年 3 月 30 日付け分割計画書に基づき、分割会社を新設分割会社、株式会社 MiDATA（本店所在地：東京都中央区明石町 7 番 14 号 築地リバーフロント 6F、以下「新設会社」といいます。）を新設分割設立会社として、分割会社が、分割会社の全事業のうちその一部である AI 推進事業を、令和 5 年 5 月 11 日を効力発生日として、新設会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行うことと致しました。

本件新設分割に関する、会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に規定する事項は、以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

令和 5 年 3 月 30 日付け分割計画書の内容は、別紙「分割計画書」のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

新設会社は、本件新設分割に際して 600 株を発行し、その全てを分割会社に割当交付致します。分割会社に交付される新設会社の株式の数につきましては、分割会社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙の分割計画書第 4 条に記載のとおりとすることに致しました。当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び新設会社の債務（分割会社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 分割会社について

本件新設分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件新設分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件新設分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 新設会社について

本件新設分割の効力発生日以後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

別紙 1 新設分割計画書

(添付のとおり)

分割計画書

株式会社リンクバル（以下「分割会社」という）は、分割会社が営む AI 事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を新たに設立させる株式会社 MiDATA（以下「本新設会社」という）に承継させるために会社分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、令和 5 年 3 月 30 日付けで、以下のとおり分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

第1条 （定款記載事項）

本新設会社の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙定款写しのとおりとする。

第2条 （本新設会社の取締役及び監査役）

本新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 後藤司
設立時取締役 吉弘和正
設立時取締役 松岡大輔
設立時監査役 永野徳高

第3条 （分割に際して発行する株式に関する事項）

本新設会社は、本分割に際して、本分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、普通株式 600 株を発行し、その全部を分割会社に割当交付する。

第4条 （本新設会社の資本金及び準備金等）

本新設会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本分割の効力発生日における資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|----------|
| ① 資本金の額 | 3,000 万円 |
| ② 資本準備金の額 | 0 円 |

第5条 （承継する権利義務）

1. 本新設会社は、本分割により、分割会社から、分割会社の令和 4 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙 2「承継権利義務明細表」に、効力発生日の前日までの増減を加除修正した資産、負債及び権利義務（以下「分割承継資産等」という。）を、効力発生日において承継する。なお、本分割においては、本新設会社は、別紙 2「承継権利義務明細表」において定めるもののほか、分割会社の債務（不法行為によって生じた債務を含むがこれに限らない）は承継

- しないものとする。
2. 分割承継資産等のうち、本新設会社が分割会社から承継する負債及び義務については、分割会社がすべて重疊的債務引受をする。
 3. 本新設会社は、本事業に従事する分割会社の従業員との雇用契約その他該当従業員の雇用に関する一切の契約を継承しない。

第6条 （効力発生日）

本分割の効力発生日は、令和5年5月11日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、分割会社は、これを変更することができる。

第7条 （設立時本店所在場所）

本新設会社の設立時本店所在場所は、次のとおりとする。
東京都中央区明石町7番14号 築地リバーフロント6F

第8条 （本分割計画の変更又は中止）

本計画書作成後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、分割会社は、本計画に定める条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

以上

上記は、新設分割に係る分割計画書である。

令和5年3月30日

分割会社：東京都中央区明石町7番14号
株式会社リンクバル
代表取締役 吉弘 和正

別紙 1 本新設会社の定款

株式会社 MiDATA 定款

令和 5 年 5 月 11 日 作 成

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社M i D A T Aと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. データ、データ分析、情報通信、情報通信機器、ソフトウェア及び情報システムに関する研究、コンサルティング、設計、開発、製造、構築、販売、輸出入、運用及び保守
2. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売
3. インターネットを通じた情報の収集、分析、管理及び処理サービス業、情報提供サービス業並びに情報処理に関する研究及び開発
4. インターネットを利用した各種情報提供サービス
5. コンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
6. 通信システムによる情報、画像、楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれに係る機器及び装置類の販売
7. 広告および広告代理店業務
8. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業並びに提供業務
9. 前各号に関する教育・研修・訓練業務
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない

い。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し

た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしなくて取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の数)

第31条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第32条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第34条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和5年9月30日までと

する。

(設立時の代表取締役)

第39条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 後藤司

以上、東京都中央区明石町7番14号株式会社リンクバルのAI事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

令和5年3月30日

東京都中央区明石町7番14号
株式会社リンクバル
代表取締役 吉弘和正

以上

別紙 2 承継権利義務明細表

分割承継資産等は、効力発生日において本事業に属する次に記載する資産、負債及び権利義務とする。分割承継資産等のうち資産及び負債については、令和4年9月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 本新設会社が承継する資産

(1) 流動資産

30,000,000 円

(2) 固定資産

① 有形固定資産

0 円

② 無形固定資産

0 円

③ 投資その他資産

0 円

④ 繰延資産

0 円

2. 本新設会社が承継する負債

(1) 流動負債

0 円

(2) 固定負債

0 円

3. 本新設会社が承継する契約

本事業に関する仕入先・得意先・業務委託先・そのほか取引先との契約、そのほか承継対象資産・負債に関する一切の契約

(ただし、当社の本事業以外の事業（準備中の事業を含む。以下同じ）にも関

する契約は除く)

4. 本新設会社が承継するそのほかの権利義務

(1) 許認可

本事業に関して取得している許可、認可、承認、登録、届出等で法令上承継可能なもの

(2) 知的財産権

本事業にかかる知的財産権、ノウハウ一切

(ただし、当社の本事業以外の事業(準備中の事業を含む)にて実施または実施の準備をしているものは除く)

以上